

大阪市長 吉村洋文様

大阪維新の会大阪市議員団
幹事長 辻 淳子
政調会長 今井 アツシ

平成30年度大阪市予算編成及び政策要望書

平成29年度予算では、元年度決算に比較して法人市民税は5割も減少する一方、扶助費は3.1倍と大幅に増大している。また、本年2月に出された今後の財政収支概算（粗い試算）では、29年度当初予算の新規・拡充事業やこれまで見込んでいなかった公共施設等の維持管理経費の一定額を織り込んだことで、当面の単年度通常収支不足額は前回と比較して悪化すると見込まれている。この通常収支不足については、橋下前市長が積極的に改善策に取り組まれたが、依然厳しい状況であるので、引き続き取り組みを強化しなければならない。

我が大阪維新の会では、都構想を掲げ、広域と基礎自治の役割分担を明確にし、合理的な統治機構を目指している。

行政の責務は多岐に渡る。特に市民が安全・安心に暮らせるまちを作ることは最優先であり、大災害の発生に備えての減災対策、セーフティネットとしての医療・福祉施策等様々な住民サービスは合理的な行政組織がなければ維持できないものである。

地方自治法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と規定し、行政運営の効率性、有効性を地方自治体に課している。そして地方行政は「行政管理」から「行政経営」への転換期をむかえ、戦略的自治体経営の必要性に迫られている。今日の日本で、東京一極集中がもたらす地方の衰退及びそれに伴う日本全体の低迷は、地方自治体の改革によって改善され、地方分権の推進は最大自治体である大阪市が責務を担っている。

地方分権は自己決定・自己責任を基本とし、説明責任、透明性、公平性、有効性を維持しながら、自治体経営を目指すものである。大阪市は、地域特性を生かした市民との協働により、誇りの持てるまち大阪の再生に邁進しなければならない。さらには個性と魅力ある地域運営を進め、新しい自治体の先駆者となる必要がある。

この観点から、平成30年度予算を編成するにあたり、我が大阪維新の会大阪市議員団は財政再建そして市民のために必要な政策の確実な実行のため以下を強く要望するものである。

I 改革編

(1) 公務員改革

これまでの公務員制度では、身分保障の名の下に、一度公務員になれば公務員という地位が保障され、成果を上げずとも年を重ねれば昇給する年功序列型の人事がまかり通ってきた。しかし、より良い住民サービスを実現するためには、意欲と能力があり、努力し成果をあげる公務員には、年齢に関係なく責任ある仕事の機会や重要なポストを与え、それにふさわしい待遇にするべきであり、身分的、特権的な公務員組織である大阪市役所を、市民のための普通の組織、当たり前の組織に変えていく、つまり、公務員を「身分」から「職業」に変えていくことが必要である。能力、意欲のない公務員には組織から撤退してもらい、能力、意欲のある公務員を抜擢する組織に変えていくべきである。

公務員に対する市民の信頼を高め、市民のための組織に変えていくため、下記の項目にあげる公務員改革をより一層断行されるよう要望する。

① 組織改革

1. 人事制度改革

・採用・評価制度改革

市政運営の一層の質の向上のため、職員の資質・能力に基づいた適材適所の配置及び人材育成を行い、職員の資質・能力・専門性がより高く発揮できるよう努めることが大事である。

そのためには、能力とやる気のある職員にはその労に報いる必要があり、そうでない職員を市民の税金で養うことはできない。また、幹部公務員については、年功序列ではなく、公務員内外を問わず、やる気と能力のある者を積極的に登用する必要がある。

その観点から、引き続き所属長ポスト等について広く内外から公募するとともに、さまざまな職階における外部人材登用の検討など、官民の人材交流による組織の活性化をより一層図りたい。また、平成25年度から導入した相対評価による人事評価制度を適切に運用し、人材育成につなげるとともに、昇給・昇格・勤勉手当への反映等、メリハリのついた処遇を徹底することにより、意欲の向上を図ること。

人事管理制度に関して外部の有識者を入れた検討委員会を設置し社会情勢に即して改革していくこと。

また信賞必罰も必要である。不祥事を発生させた職員、勤務成績不良の職員や適格性を欠く職員に対しては、職員基本条例に基づき懲戒処分・分限処分を厳格に実施することにより、組織の規律及び公務の適正な運営を確保し、度重なる不祥事などによって失った市民からの信頼を回復することに注力されたい。

・人材育成

本市に必要な人材に育成するため、本市が置かれている環境、技術革新の状況に応じて、研修内容の変更、ジョブローテーションの最適化を行うこと。特に

ICTに関しては日進月歩であり、丁寧にキャッチアップしたうえで、本市の業務に必要なスキルセットの明確化を行うこと。

・ワーク・ライフ・バランスの推進

職員の能力を最大限に引き出し、組織パフォーマンスを高めるために、「ワーク・ライフ・バランス」を推進し、柔軟な働き方や超過勤務削減、業務の効率化など、職員の働き方改革を進めること。

・福利厚生の見直し

公務員の福利厚生のあり方については、国民感情を十二分に踏まえた運用が全国的に求められているところであるが、大阪市においてはいまだに大阪市職員互助会に無償使用させている福利厚生施設「ヴィアーレ大阪」についての抜本改革が行われていない。当該施設はホテル・住宅・駐車場の複合施設となっているため関係局も複数にまたがり、改革が行われずに来た経過がある。

このような複雑な権利関係を解きほぐし、条件を整えば、マーケットサウンディングを行い、民間企業に一括売却するなどの検討を要望する。

2. 効果的な業務執行体制の構築及び職員数の削減

新たな行政課題や住民の多様なニーズに対して、効果的かつ迅速に施策を実施するため、縦割りによる弊害が生じないように、全庁的な連携や横串を意識した業務執行体制を構築すること。

民間で行うことができ、必ずしも公務員が行う必要がない現業部門は民間に開放すべきである。それゆえ、これまで形骸化していた分限制度を見直し、組織改廃による場合も含めた分限制度のより厳格な運用と積極的な活用により、職員数の大幅削減を実行すること。

具体的には、平成23年度ベースで約1万2,000人（職員総数の約3割）以上の職員を削減すること。

3. 厳格な再就職規制

市職員OBの外郭団体等への再就職は、人件費を確保する目的で税の投入がされ、事業を不必要に増加させるおそれがあり、天下りとの疑念を抱かせるものである。多くの税金が投入された経過的職域加算額を含む年金が十分支給されているのに、市職員OBが税金から高額な報酬をもらうという状況は、到底市民の理解が得られるものではない。それゆえ、職員の再就職規制については、職員基本条例に基づき厳格に行うこと。

4. 外郭団体の全廃

大阪市の外郭団体は、市職員OBの天下りの温床となっており、外郭団体への競争性のない随意契約による無駄な事業支出等や不明瞭な補助金等が、税金の無駄遣いの象徴となっている。そこで、民間で行うことができる事業に関しては民間で行うべきであることから、平成29年10月1日時点で26ある大阪市の外郭団体については、廃止・民営化・広域化等により、全廃を目指すこと。

5. 最先端ICT都市の実現

- ・ICT活用のための組織・システムを構築する上での、各局横断的な全市方針を充実させること。市民の利便性を確保するための必要要件、業務効率性を高めるための必要要件、システム構築コストを抑えるための手順等を盛り込んで、システムの完成度・利便性を高めること。
- ・クラウドの利用等現状のICT技術を前提にしたセキュリティーの見直し、セキュリティーポリシーの改訂を図ること。
- ・ビッグデータ活用を進めるため、ビッグデータの作成手順を作成し、民間とのデータ利用協定の方針を定めること。
- ・ICTの徹底活用による業務効率化に取り組み、ペーパーレス化、会議のオンライン化等、働く「場所」ととらわれず「成果」を出せる職場環境を整備すること。また、紙使用量や残業時間の削減など、具体的な数値目標を設定し、着実な取り組みの推進を図られたい。
- ・行政が保有するデータは特段の理由がない限りオープンデータとする「オープン・バイ・デフォルト」の理念に則り、積極的にオープンデータ化を進めていくよう、具体的な数値目標を設定し、着実に推進を図り、市民サービスの向上に努めること。
- ・民間と比べて著しく劣る本市のICT体制を強化するため、必要な人材を確保し、全市横断的にICT戦略を浸透させること。

6. 区政のさらなる充実

市民サービスを拡充していくための最前線にいる区政をさらに前に進めるため、必要な権限・予算を拡充するとともに、本市としてこれを支援するための適切な体制を整えること。

7. 効率的な事業執行体制の構築

本市が事業を執行する際の各種工事・建築等に関して、迅速なサービスの実現・機会損失の排除、ひいては税の効率的運用の観点のもと、スピード・質を向上させる執行体制を整えること。

8. 重点事業の広報

豊かな大阪の実現に向けた市の重点施策・事業について、オンライン広告等新たな手法を含め、様々な手法により分かりやすく広報し、市民からの理解や活用の促進に努めること。また、既存の利用率の高いソーシャルメディアの活用のほか、時代に合った新たな手法を取り入れた情報発信に努めること。

② 経営形態の変更

他都市と比較した大阪市役所の最大の特徴は、現業職が圧倒的に多い点であるので、民間でできることは民間で行う、役所は民間では行うことができない業務を行うべきである。また、大阪府全域で行うことが効率的といえる業務について、大阪

市が単独で行う必要はない。

このような観点から、現業部門について組織改廃による分限処分も行い、聖域なき抜本的改革を実現すること。これにより、市民にとってのメリットを向上させるとともに、職員の人件費等の経費を大幅カット、不要となった不動産等の資産を売却することなどで財源を生み出すよう要望する。

1. 新たな経営手法導入の検討

水道事業の持続性及び公共性を担保することを前提として、これまで以上に効率化を追求し、管路耐震化の迅速化など安心・安全な水道事業運営を行うため、府域一水道も見据えつつ、今後国会に提出される予定の改正水道法に基づく公共施設等運営権制度の活用も含めた新たな経営手法の導入の検討を行うこと。

2. 下水道事業の経営形態の見直し

下水道施設の運転維持管理業務については、平成29年4月から、市が新たに設立したクリアウォーターOSAKA株式会社へ包括委託しており、引き続き効率的かつ安定的な事業運営を実施できるよう着実に対応すること。

3. ごみ収集業務の民間化

ごみの収集業務の民間化を進め、ごみ処理にかかる経費を削減すること。また、ごみ減量施策を着実に実行し、ごみ処理量84万トン以下の早期達成を目指すこと。

ごみ焼却については、ごみ処理量の推移を見極めながら、焼却工場の減も含めてより効率的な事業運営を大阪市・八尾市・松原市環境施設組合が行うよう緊密に連携すること。

4. 病院統合

大阪市内には、府立の急性期・総合医療センターや大阪国際がんセンターもあるが、市立病院と連携が不十分で、またいずれの病院も人件費比率が高くなっている。公立・公的病院は3次救急医療・高度周産期医療には中核的役割を果たすためにも、大阪全域の医療需要に対応するため、病院機構の一元化を進め「地方独立行政法人大阪病院機構」を設置し一体経営すること。

住吉市民病院の小児・周産期医療については、大阪急性期・総合医療センターに機能統合再編してできる大阪府市共同住吉母子医療センター（仮称）において、同病院が地域で果たしてきた機能を維持・向上し、妊産婦のハイリスク症例や新生児・妊産婦の救急搬送、救急・重症小児患者への対応強化に努められたい。

そのためにも同センターの平成30年4月の開業に向けてあらゆる措置を行うこと。

5. 港湾管理一元化

非公務員組織である新港務局設立を目指しつつ、幅広い選択肢を提示しながら関係先との協議を進め、大阪湾諸港の管理一元化の統合効果を早期に発現するとともに、国際コンテナ戦略港湾の実現を図ること。

6. 大学統合

大阪市立大学と大阪府立大学との統合により新大学を実現し、大阪の発展を牽引する「知の拠点」を目指すこと。特に、大阪市保有ビッグデータの活用促進などにより、シンクタンク機能の強化を図ること。また、教育、研究機能を集中強化し、新大学が、「都市のシンクタンク」「技術インキュベーション」機能を果たし、大阪の発展を牽引する『知の拠点』となるために、キャンパスの集約化・都心拠点化など支援を強化すること。

7. 図書館・博物館・市立動物園等の効率的運営

大阪全域の文化需要に対応した地方独立行政法人、その他の方法により順次、一体経営を含めた効率的な運営を目指し、箱モノ中心の文化振興から、芸術家、利用者中心の文化振興を推進し、都市格の向上に努めること。また、学習・ビジネス・憩いの場、さらには集客施設となる新しいタイプの図書館を官民連携によって設立すること。さらに、蔵書の積極的な電子化に取り組み、価値ある情報の保存を推進すること。

市立動物園は娯楽だけでなく種の保存と保護、教育、調査・研究と様々な機能を担う機関ではあるものの、本市の厳しい財政状況を踏まえ、効率的な経営を実現する必要がある、そのため民間活力を利用すること。また、上野動物園や横浜市等の3か所の動物園の様に、指定管理者制度も参考に改革案を検討すること。

8. 保育所・幼稚園・福祉施設の質の向上

これらの施設については民営化を図り、経営形態にかかわらず、柔軟かつ利用者目線に立った運営を可能にし、幼児教育の充実、待機児童の解消、子育て・福祉サービスの向上を図ること。

また、大阪市保育・幼児教育センターにおいて教職員・保育士等の資質向上等、乳幼児期の教育・保育の質の向上を図る取組みを充実すること。

9. 市立高校と府立高校の運営の一元化

府域全体から見た学校の適正配置、教育目標などの統一、教職員の幅広い人材交流を実現するため、市立・府立高校の運営の一元化を検討すること。

10. 市営住宅への指定管理者制度の導入

大阪府から移管された住宅については従前のサービスの質を低下させることなく対応し、さらには他都市の事例も検討し、経営の効率化や、市民ニーズを踏まえたサービスの向上に取り組むため、市営住宅管理へ指定管理者制度の導入を図ること。

11. 住宅供給公社の経営形態の見直し

住宅供給公社の経営状況を詳細にフォローアップし、本市の財務リスクがこれ以上膨らまないよう、経営の効率化を求めるとともに、現状の住宅供給公社の必要性を検討したうえで、将来的なあり方を抜本的に見直すこと。

12. 大阪消防庁の設立

大阪全体で1つの指揮系統を有する大阪消防庁を設立することで、大阪全域が災害に見舞われるような時でも、機動的に救援できる体制を整備すること。

(2) 財政改革

① 大阪市の財政状況

大阪市の地方債残高は、平成28年度一般会計決算で2兆9,411億円であり、全会計では、4兆2,768億円に上っている。

市税収入についても、平成28年度決算では6,595億円で、平成8年度と比較して1,182億円もの減収となっており、特に法人市民税については、平成元年度当時2,482億円であったものが、平成28年度は1,224億円となり、大幅減少となっている。

地方税等の経常的な一般財源が、人件費等の経常的な経費にどの程度充てられているかの指数である経常収支比率については、平成28年度100.1%となっており、義務的経費以外に使える財源に余裕がないことを物語っている。

② 財政改革

このような硬直化した大阪市の財政状況に鑑みれば、現行の大阪市制度で持続的発展を期待することは不可能であり、大阪都構想はもとより、既述の市役所改革等様々な構造改革を抜本的に行うとともに、市税収入を高めるような積極的な経済施策を大阪全体で行う必要がある。また、中期的な財政収支の見通しを持ち、収入の範囲内で予算を組む、予算の編成過程の情報を公開し透明性を確保する、といった原則にのっとり、健全で規律ある財政運営の確保を図ること。

また、これに加え、次のような財政改革を行う必要がある。

1. 未利用地の売却

大阪市は大阪市内の約4分の1の土地を保有しているところ、不要な資産を洗い出し未利用地を売却することなどで財源をねん出すること。

2. 市債残高の削減

現状で2兆9,411億円ある一般会計の市債について、残高の削減目標である平成32年度予算編成時に「実質市債残高倍率」を1.8倍以内に向け、着実に削減を図ること。

3. 補助金・交付金の見直し

財政規律の観点を考慮するとともに、団体補助から事業補助へとこれまでの補助金、交付金制度をさらに見直すこと。

4. 差等補助解消に関する府との協議

差等補助の解消について大阪府と協議されたい。

5. 新公会計制度

事業マネジメントを強化し、P D C Aサイクルを着実かつ効果的に回すため、複式簿記、発生主義、日々仕訳による新公会計制度を適正に運用するとともに、市民等へよりわかりやすい財務情報として活用すること。

6. 未収金対策

国民健康保険料などの未収金に対しては年々目標をあげてしっかり取り組まれているが、そもそもの受益と負担の公正性が担保されるよう、収納対策に取り組むこと。さらには、原因の分析等に努め、全国平均など適正な目標を定めて実行すること。

7. 特定調停団体への関与見直し

特定調停を経た団体について、経営の自立化を一層促すとともに、市の関連支出の不断の見直しを図ること。

③ 公共施設（インフラ施設及び市設建築物）の適切な維持管理・更新

インフラ施設については、個別施設ごとの維持管理計画に基づき、引き続き予防保全による長寿命化を基本とした維持管理・更新を行うこと。

また、市設建築物を適切に維持管理するため及び本市の長期的な財政運営計画を立てるために、各建築物が現状どのような状況にあり今後本市にどれくらいの負担が発生するのかを迅速に把握した上で、各建築物の維持管理・更新への投資計画を作成し、予防保全による長寿命化を図ること。施設の利用実態や市民の利便性の観点から複合化・多機能化を実現し、行政が利用する建物面積を縮小すること。

さらに、大阪市が所有する公共建物の管理形態・管理費コストを改善すること。

④ 市政改革プラン2.0の推進

市政改革プラン2.0に基づき、具体的目標を定め、安定した財政基盤の構築に向けた取組を推進すること。

II 市民サービス編

(1) 子育て支援

① こどもの貧困対策

子どもの貧困対策については、貧困の連鎖を断ち切るため、家庭環境に関わらず、子どもが自らの将来を切り開くための力を身につけられる環境を整備すること。

② 病児・病後児保育事業の充実

病児・病後児保育事業については、区民ニーズを踏まえ、区の実情に応じた充実に努めること。

③ 待機児童対策のさらなる推進

都心部においては今後も待機児童の発生が見込まれることから、既存の発想にとらわれず、市有財産を活用した保育施設の開設など、「待機児童解消特別チーム」による待機児童対策を効果的に進めること。また、保育ニーズが地域によって異なることに対応するため、行政区単位だけで保育ニーズを捉えるのではなく、隣接区を含む広域的な地域を対象とした施設整備を進めること、保育送迎バス事業などの特別対策を円滑に進めるとともに、市として引き続きあらゆる手法により、保育を必要とする全ての児童の入所枠確保に取り組むこと。

さらに、3歳未満の児童を少人数で保育する地域型保育事業（小規模保育事業・家庭的保育事業）を拡充するとともに、幼稚園の認定こども園への移行を推進すること。

また、企業主導型保育所の整備が進むことは、本市の待機児童解消に大いに資することから、他都市で取り入れている整備時の備品購入助成金等の創設及び企業主導型保育所への入所案内等も各区のHPで広報し整備が促進されるよう支援すること。

④ 保育料負担の軽減

保育所保育料については、現役世代への重点投資の観点から、大きな負担増となる見直しは行わないこと。

⑤ 不妊治療への助成拡充

不妊治療については、不妊相談の充実など、他都市での取り組みも参考にしながら、本市においても、効果的な不妊治療の支援についての取り組みを進めていくこと。

⑥ こども医療費助成事業の維持・継続

こども医療費助成制度の一部自己負担を増大させないこと。また、大阪府の補助制度についても拡充を要望されたい。

⑦ 予防接種促進

データ化された予防接種台帳を活用する等、必要に応じて未接種者への接種勧奨を行い、定期接種の接種率を向上させるとともに、任意接種となっているおたふくかぜやインフルエンザ、ロタウィルスなどの予防接種について、補助の拡大を検討されたい。

⑧ 児童虐待防止体制の連携強化

深刻化している児童虐待について区役所や保育所・学校等における防止体制の連携を強化すること。

⑨ 新婚・子育て世代の市内居住の促進

少子化に歯止めをかけ、活力ある大阪市を取り戻すため、新婚・子育て世代の市

内居住を促進すること。

⑩ **児童相談所の機能強化**

児童福祉司等の拡充及び人材育成を進め、児童相談所機能の充実を図ること。
また、市内北部に早期に児童相談所を開設すること。

⑪ **地域小規模児童養護施設等の整備**

要保護児童をより家庭的な環境となるよう少人数のこどもを養育する地域小規模児童養護施設やファミリーホームの整備を推進すること。

⑫ **塾代助成事業**

家庭の経済状況による教育格差の是正と子育て世帯の負担軽減を図る塾代助成事業を推進するとともに、学校施設等を活用した民間事業者による塾代助成が利用可能な課外学習の拡充に努めること。

⑬ **子育てスタート応援券の全市配付**

モデル事業の取り組みを検証し、子育てスタート応援券配付の全市展開を検討すること。

⑭ **児童いきいき放課後事業の地域対応制度設計**

児童いきいき放課後事業について、保護者からのニーズに応えられるよう、各地域に見合った制度の設計を進めること。

(2) **教育**

① **総論**

1. **教育無償化**

大阪の将来を担う人材への投資、保護者の負担軽減や少子化などの対策として、家庭の経済状況に関わらず、等しく子どもたちが質の高い教育を受けることができるよう、幼児教育の無償化を進めること。

2. **教育振興基本計画の推進**

大阪市教育振興基本計画の推進にあたっては、大阪市教育行政基本条例及び大阪市立学校活性化条例の趣旨を踏まえ、校長のマネジメントの下で教員が切磋琢磨して特色ある教育を進められるよう改革を断行し、子どもが将来グローバル人材として自立していくための教育を充実するよう努めること。また計画の実現にあたり、明確な達成指標の設定、進捗状況のモニタリング、未達成事項の課題発見等、取り組み状況を適時開示していくこと。

3. **いじめ対策**

各学校において「いじめについて考える日」を設定し、いじめ問題への対応に関しては、校長が責任をもって「いじめを絶対に許さない」という強い意志を示

し、教職員の共通理解のもと組織的に行い、子どもたちが自ら考え行動するための心の教育を推進すること。また、いじめや問題行動の発見・認定及び対応をとるための科学的根拠のある取り組みを行うこと。また、SNSを活用したいじめ相談体制を構築すること。

4. 教育行政の分権化

区長、校長、保護者・地域との連携をさらに強化し、地域の教育課題を地域で解決できる教育行政の分権化を一層推進させること。

5. 学校協議会

保護者、周辺地域住民等が参加する学校協議会により、地域の声を教育に反映させるよう区役所と連携し、学校協議会の運営を適切に補佐すること。また協議事項に関して、全市的に問題意識を共有できるよう、議事の集約・公開をしていくこと。

6. 校長公募

校長を積極的に内外から広く公募し、引き続きマネジメント能力が高い人材の登用を図ること。あわせて、学校の組織マネジメント体制の確立と、管理職の負担軽減をめざし、副校長、教頭補佐（首席）、教頭補助の設置拡大を図ること。

7. 人事評価の制度構築

市立学校における教員の任用について校長の意見を反映させることができる制度を構築すること。また、人事評価の制度構築においては、評価指標見直しの検討を進めること。

8. 校長への予算要求権

学校運営について校長に予算要求権を付与すること。

9. 過剰要望への学校支援

保護者、地域などからの過度な要望や苦情などの課題を抱えた学校への支援を行う制度を構築すること。

10. 教員が授業に専念できる体制

教員が授業に専念できる体制を整えること。

11. 人事評価の給与への反映

校長・教員については、人事評価の結果を給与に反映させることができる制度を構築すること。

12. 教育研究に対する支援

やる気のある教員個人やグループが主体的に行う実践的な研究活動に対する支

援を実施すること。

13. 小中学校教職員にかかる給与費負担等に対する財政措置

小中学校の教職員にかかる給与費負担等に必要となる財源については、所要額全額を適切かつ確実に財政措置するよう、国に要望すること。また初任給の引き上げをはじめとして、頑張っている教員が報われ、現場のやる気をより一層引き出すためのメリハリの効いた給与制度を構築すること。

14. 平和への取り組み

戦争体験を若い世代へ語り継ぐなど、市民が平和を考える取り組みを進めること。

15. 教育現場における様々な危険回避のためのリスクマネジメントの強化

学校事故の回避に向け、学校事故の発生状況・発生率等の分析を行った上で、リソース投資の最適化の観点をもって事故防止対策を行うこと。事故発生事案・対策効果を全市的に共有し、リスクマネジメント力の強化のための研修の充実を図ること。

② 学力等の向上

1. 全国平均を上回る学力・体力の実現

全国学力・学習状況調査等を基準に、将来の目標として、全国平均を上回る学力・体力の定着を見据えた計画を策定し、年度毎の数値目標に対してPDCAサイクルを確立することにより、全ての子どもたちに質の高い教育の提供を行うこと。

2. 校長裁量拡大特例校（スーパーリーダーシップ特例校）

継続して学力等に課題が見られる学校に対しては、校長の人事・予算面の権限を強化した学校を創設する等、重点的な支援を行うことにより下位層の底上げを図ること。

3. 公設民営学校の早期開設

民間のノウハウを活用したグローバル人材の育成や、生徒・保護者の多様なニーズに応えることのできる、国際バカロレア認定コースと特色ある学科を併せ持つ公設民営学校を、平成31年4月に開設できるよう準備されたい。また、複数設置についても検討されたい。

4. 小中一貫・中高一貫教育

小中一貫・中高一貫教育の推進を図ること。

5. 英語教育

グローバル人材の育成に向け、小中学校において、使える英語を身につける英

語教育の充実を図ること。

6. ICT教育

小中学校において、最先端のICT学習環境を整備し、それを活用した新たな授業づくりを進めること。

7. プログラミング教育

将来にわたってICTを活用できる人材を育成するため、プログラミング教育を推進すること。

8. 学校図書館の機能強化

学校図書館の機能強化及び蔵書の充実を図り、児童・生徒の学ぶ意欲、学ぶ力を高めるサポート体制を整備すること。

9. 学校判断による土曜・放課後学習実現制度

学校の判断により民間参入を促し土曜学習及び放課後学習を可能にする制度を構築されたい。

10. 習熟度別少人数授業

習熟度別少人数授業を拡充し習熟の程度に応じた教育を実現すること。

11. 教科書採択の最適化

教育基本法で示されている「公共の精神」や「伝統と文化の尊重」、「我が国と郷土を愛する」などの趣旨を踏まえ、学習指導要領の目標や内容に基づいて、最も適した教科書を採択できる仕組みを構築すること。

12. 理科補助員・学びサポーターの増員

学習の基礎基本の定着を図り、学力の向上に資するため、子どもたちの学習支援を行う理科補助員及び学びサポーター等の増員を推進すること。

③ 教育行政改革

1. 学校選択制

全ての小中学校で学校選択制を導入すること。

2. 地域ボランティアの導入

管理作業員や給食調理員は地域ボランティアを含む民間参入を促進すること。

3. 普通・商業・工業高校の統合、連携

普通高校、商業高校、工業高校について、統合を推進し、専門性及び機能の強化を図るとともに、大学、産業界との連携を積極的に行うこと。

4. 生活指導サポートセンター

問題行動を繰り返す児童・生徒に対して出席停止制度を活用するため、「生活指導サポートセンター（個別指導教室）」を設置し、当該児童・生徒の立ち直りと安心できる学校づくりの双方を進めること。

5. 部活動のあり方検証

中学校の部活動の振興・充実と教員の過重負担を解消するため「部活動のあり方研究（委託団体活用モデル事業）」の検証を進めるとともに、モデル実施校を拡充させること。またプレイヤーズファーストやコーチングマインドといった観点も含めて、部活動の成果をどこに置くのか、現在の社会環境にあった部活動モデルを模索すること。

6. 教育センターのシンクタンク化

大阪市の教育を牽引する「シンクタンク」として、教育センターの機能を充実させるとともに、「waku×2.com-bee（大阪市の授業のスタンダード）」の構築と高度化を図ること。

7. 校務支援ICT

校務支援ICTのさらなる充実を図ること。

8. 学校教育課程外での学習支援

ICTを活用した児童いきいき放課後事業での学習支援なども含め、学校教育課程外での学習支援の取組を進めること。

9. 学校配置適正化

より良い教育環境の整備を図るため、学校配置の適正化を進めること。

10. 児童急増・校地狭隘校における教育環境改善

児童急増・校地狭隘校において、学校施設の高層化などの新たな手法の導入も含め、教育環境の改善を着実に進めること。

11. 校長経営戦略予算の強化

学校長が特色ある学校運営を実現するための校長経営戦略予算を継続するとともに、子どもの学力・体力を伸ばす取り組みに優先的に予算を配付するなど検討を進めること。

12. 学校調理方式による中学校給食の促進

中学校給食について、その内容の一層の充実を図るとともに、現在のデリバリー方式から、近隣小学校で調理した給食を中学校へ搬入する親子方式や自校調理方式へ早期に移行し、温かい給食の提供を実現すること。また、学校現場での食育指導を強化させること。

13. 私立小中学校の積極誘致

私立小中学校を積極的に誘致して、教育の選択機会を増やすこと。

14. 学校跡地利用

統廃合により廃校となった施設の活用にあたっては、透明化を図るとともに、稼働率を上げてさらなる収入を確保すること。

(3) 保健医療

① ギャンブル等依存症対策

現在、日本中に存在するパチンコ等射幸性の高い遊技による影響もある中、潜在的な患者が多いといわれるギャンブル等依存症者に対して、統合型リゾートの誘致を機に、抜本的な対策を講じること。

② 産科、小児科、救急医療等の充実、強化

医師不足等のため民間の医療機関で手薄となっている産科、小児科、救急医療等が充実、強化されるよう、大阪府をはじめ関係機関とも連携して積極的に取り組むこと。

③ がん検診・特定健診の受診率向上

受診率が低いがん検診や特定健診などの健康診断受診機会の拡大を行い、有効な啓発を行うことで受診率を高め、市民の健康保持増進に努めること。

④ 医療費適正化

医療機関及び福祉施設に対する監視指導を強化するとともに、電子レセプトデータを活用した点検等により診療報酬の適正化を図り、良質な医療の発展を目指すこと。

⑤ 医療保険制度の一本化

国民健康保険の都道府県単位での広域的な運営にとどまらず医療保険制度の一本化を国に強く要望すること。

(4) 福祉

① 地域包括ケアシステムの構築、特別養護老人ホームの整備等

医療・介護・予防・住まい・生活支援の一体的な提供を行う地域包括ケアシステムを構築し、さらに地域の特性・実情に応じた深化・推進に向けて、サービス提供体制の整備を進めるとともに、認知症高齢者支援施策の充実を図ること。

また、要介護認定者数の増加に対応し、必要性・緊急性が高い入所申込者が、引き続き、概ね1年以内に入所が可能となるよう整備補助を行い、必要な地域に整備されるようバランスを取りながら、計画的に特別養護老人ホームの整備を進めること。

加えて、介護老人保健施設等の増設と必要な地域への適正配置を行い、施設・居

住系サービスの充実を図ること。

② 地域福祉の推進

「大阪市地域福祉基本計画」に基づき、施策の充実を図るとともに、各区の実情に応じた地域福祉の取組を推進すること。

③ 総合的な相談支援体制の充実

複合課題を抱えた要援護者等に対する確に対応するため、区役所が調整機能を発揮し、各相談支援機関と地域と一体となった総合的な相談支援体制の充実を図ること。

④ 生活保護の適正化

生活保護の不正受給を徹底的に排除するとともに真に必要な方に対しては救済すること。また、働けるものには就労指導を徹底するとともに、扶養義務者がいる場合はその義務を果たさせる等により適正化を進めること。

さらに、生活保護費の約半分を占める医療扶助の適正化も喫緊の課題であり、特に、電子レセプトデータの徹底した点検を行うとともに、頻回受診や重複受診者に対する適正受診指導などの取り組みを強化し、さらなる医療扶助の適正化を進めること。

⑤ 発達障がい者支援の充実

「発達障がい者支援室」による関係局の連携強化や、早期支援・早期療育体制の構築、特別支援教育の充実、さらには就労支援の充実等、ライフステージに応じた乳幼児期から成人期までの一貫した支援の充実を図ること。

⑥ 重症心身障がい児者支援のためのショートステイの拡充

在宅の重症心身障がい児者の地域生活を支援するため、医療的ケアに対応したショートステイの拡充等を図ること。

⑦ 障がい者就労支援事業所等への発注強化

「障害者優先調達推進法」の趣旨を踏まえ、障がい者就労支援事業所等に対する発注にさらに積極的に取り組むこと。

⑧ 公共施設・公共交通・道路のバリアフリー化

公共施設・公共交通及び道路のバリアフリー化を促進すること。

⑨ 手話に関する施策の充実

「大阪市こころを結ぶ手話言語条例」の制定を踏まえた支援の充実を図ること。特に、聴覚障がい者が身近な区役所や災害避難所で、負担なくコミュニケーションを行うため、ICTを活用した遠隔手話通訳の全市導入に向けて推進されたい。

(5) 住民生活

① 放置自転車対策

通行や営業の妨げになっている放置自転車について民間活力、資本を利用した対策を行い、放置ゼロを目指して取り組むこと。

② 歩行者の安全対策

歩行者の安全な道路空間を確保するため、交通安全対策を進めること。

③ 自転車通行空間のネットワーク化、安全強化

幹線道路での自転車通行空間ネットワーク化を図り、地域内道路（生活道路）を通行する自転車を適正に幹線道路へ誘導することで、歩行者や自転車利用者の安全性を高めること。

④ コンビニ交付の促進

市民の利便性を向上するため実施するコンビニエンスストアでの証明書の交付サービスについて、効果的な周知等を行うことにより利用の促進を図ること。

⑤ 全庁的な空家対策

空家等対策計画に基づき、全庁的な空家等対策の取り組みを推進すること。

⑥ 老朽危険家屋対策

安全上や生活環境上で多岐にわたる課題を抱えている老朽危険家屋対策の推進を図ること。

⑦ 公衆浴場への支援

固定資産税の減免だけにこだわらず、基幹設備の補助金に対して、公衆衛生についての本来の趣旨だけではなく、地域や社会的課題を解消するための機能も付加するよう検討されたい。

⑧ マイナンバー制度の活用

市民サービスの更なる向上を図るため、マイナンバー制度の活用の検討を進めるとともに、市民の個人情報の漏えい等が発生しないよう、情報セキュリティの確保に取り組むこと。

⑨ 防犯カメラの増設

市民の安心安全の生活向上に向け、防犯カメラの大幅な増設を早急に行うこと。

⑩ 犬・猫の理由なき殺処分0

人と動物とが共存できる豊かな生活環境作りのため、飼い主・販売主・市民の意識の向上、引取り数の削減、返還と適正譲渡の推進に関して具体的な目標を立て、その実行管理をした上、犬・猫の理由なき殺処分0を目指すこと。

また、未利用施設を動物愛護関連施設として民間に開放することを検討すること。動物の愛護及び管理に関する法律の趣旨に違反する悪質な動物取り引き業者やペットショップといったペット産業関連業者に対して、適切な取り締まりを実施すること。

⑪ 地域集会施設等の改修補助

地域集会施設等（老人憩の家含む）の改修補助金について、より使いやすくするため、地域の実情に合わせて各区において補助内容を決定できるようにすること。

（６）防災対策

① 大規模災害対策の推進

南海トラフ巨大地震により発生する可能性がある津波対策等、大規模災害対策の推進に関し、市営住宅等公的賃貸住宅の空き家活用、民間賃貸住宅の積極的活用、仮設住宅の設置等に関し広域的な視点から府市連携を進め、防災機能を強化すること。また堤防の耐震化を府市連携で計画通りに進めていくためにも、国への予算要望の際に、堤防背後に危険物貯蔵施設並びに大規模避難施設が立地する箇所の重点配分を求めること。

② 避難所としての公共施設のインフラ強化

災害発生時の避難所としての学校や区民センター、避難場所としての公園などの公的施設の機能について、備品・備蓄の充実や通信機器の電源確保等といったインフラ面の強化を図ること。また、災害時の被害を最小限に抑えるための無電柱化及び共同溝建設を促進すること。

③ 民間連携の防災強化

大規模災害が発生した場合に備えて、民間ビル、マンションの緊急避難場所としての確保促進や防災協定の締結など、民間と連携した防災対策に取り組むこと。

④ 各区の防災対策の強化

区役所をはじめ区内関係機関の対応も含む各区の実情に応じた防災計画及び詳細な防災マップを作成し、地域住民と防災情報、防災対策を共有すること。

また、地域防災活動拠点である区役所庁舎の機能を維持するため、非常用発電設備の浸水対策等を可及的速やかに行うこと。

なお、津波による甚大な被害が想定される湾岸区域については、浸水想定区域外への災害時避難所の確保も含めた有効性のある避難計画の作成を行うこと。

⑤ 消防訓練の充実

火災や地震時に的確な初動措置がなされるよう消防訓練の実施の定着を図るとともに、地域における防災訓練の実施などの取り組みを強化すること。

⑥ 地域防災組織の強化

現実の災害発生時に迅速かつ安全な避難や災害弱者へのきめ細かい対応ができるようになど、現在の行政区の危機管理機能を充実させるとともに、地域の防災組織の機能強化を図るための支援を図ること。

⑦ 防災拠点、防災空間の整備

大阪市が保有する未利用地の活用について、地元の意見に配慮しながら、防災拠点や防災空間として活用していくことを検討すること。

⑧ 密集市街地の整備と住宅等の耐震化

密集市街地の総合的な整備を推進するとともに、住宅・建築物の耐震化を積極的に促進すること。

⑨ インバウンドも含めた安全対策

住民はもとより、インバウンドが増加している実態を踏まえ、来訪者を含めた、災害やテロからの安全確保に向けた対策を促進すること。

Ⅲ 副首都大阪編

(1) 総論

「東西二極」の一極を担う大都市だと認められるような副首都・大阪を目指し、都市インフラの充実や特区の活用など、ハード・ソフト両面における副首都として必要な機能面の取組みや、副首都にふさわしい新たな大都市制度への改革などの制度面の取組みを進め、必要な基盤を整えていただきたい。

その過程で都市力強化を図ることにより、産業経済の好循環を生み出し、雇用の拡大や所得の向上とともに、福祉や教育などのさらなる住民サービスの拡充が図られ、健康・長寿で豊かな都市生活を送ることのできる大阪を実現していただきたい。

(2) 基礎自治統治機構

① 特別区設置

人口約 270 万人の巨大都市である大阪市において、現状の政令指定都市の体制では、住民や地域コミュニティの声を十分に集約した施策を行うことや、住民自治を拡充していくことが難しい状況がある。

この状況下で、上記問題点を解決するための大都市制度として、区長選挙で首長を選ぶことができる特別区制度を実現するため、住民の意見を十分に反映した特別区設置協定書を作り上げること。

また合区を前提とした特別区においても現状の行政区単位の地域コミュニティを継続発展させる必要があるため、住民自治の拡充を実現する目的で、現在の行政区単位において地域自治区を設置し、首長に意見具申することを可能にする地域協議会を設置すること。

② 地域での活動団体への支援

概ね小学校区をベースに、市民活動団体等が参画する地域活動協議会については、ほぼ全地域で形成されたところであるが、引き続き地域活動協議会による自律的な地域運営を支援し、これを法人化することを実現されたい。

地域活動を協働で実現していくため、各区においては、地域活動協議会と十分な意見交換を行い、よりよい運用を目指すこと。

また、公金の透明性の確保を前提としたうえで、地域活動協議会における事務負担の軽減に徹底的に取り組むこと。

地域活動のうち、本来行政が担うべき活動、事業に係る経費については、100%の財源を確保すること。

各地域活動協議会が自ら必要とする支援を選択できるなど、その状況に応じた支援を行うこと。また、地域課題の解決に向けたコミュニティビジネスやソーシャルビジネスの取組みなど自立的な活動への支援を行うこと。

(3) 成長戦略

① 目指す将来像

1. ハイエンド（高付加価値創造）都市

大阪・関西の強みをさらに磨き、先端技術産業の集積、高度専門人材の育成・集積・交流、国際標準の競争環境の整備を実現して、高付加価値を作り出す都市を目指すこと。

2. 中継都市

アジア・日本各地を結び、集積・交流・分配機能を発揮する都市を目指し、玄関口「関西国際空港」「阪神港」の機能の向上、ヒト・モノ・カネ・情報の集積・交流、各地への分配機能の創出を実現されたい。

3. 2020年に大阪・関西が到達すべき将来像

日本の成長をけん引する東西二極の一極として世界で存在感を発揮する都市

② 「大阪の成長戦略」の推進～大阪が再び力強く成長する都市となるために～

景気全体の動きを見ると、緩やかに回復しているものの、大阪が確かな成長軌道に乗るには残された課題も多く、このままでは、世界の中、アジアの中での都市間競争に勝てない。大阪が抱える課題を分析・検証し、10年間の成長目標を掲げた府市一体の「大阪の成長戦略」について、着実に取り組みを推進されたい。

③ 成長目標

1. 実質成長率年平均2%以上、経済規模2割拡大

実質成長率年平均2%以上、10年間で経済規模を2割拡大することを目指すこと。

2. 雇用創出目標

雇用創出年平均1万人以上、10年間で10万人以上の雇用の創出を目指すこと。

3. 来阪外国人旅行者目標

2020年までに来阪外国人を年間1,300万人にすることを旨すること。

4. 貨物取扱量目標

2020年までに関空で60万トン、阪神港は2008年ベースで190万TEUの貨物取扱量の増加を目指すこと。

④ 内外の集客力強化

国内外から人が集まるにぎわいの都市を目指すこと。

1. 国際エンターテイメント・コンベンション都市の創出

夢洲における国際的なエンターテイメント機能やMICE機能を持つ国際観光拠点の形成に向け、多くの集客や高い経済波及効果が期待できる、カジノを含めた統合型リゾートの立地などを促進し、世界最高水準のエンターテイメント都市を目指すこと。

2. 2025年万博の誘致

新たな観光や産業のイノベーションの創出など、非常に大きな経済効果が見込まれるだけでなく、統合型リゾートと合わせ誘致・実現することでの相乗効果の発揮が期待される万博誘致の実現に向けて、国や大阪府、経済界と一体になって取り組むこと。

3. 関空観光ハブ化の推進

アジアと日本各地をつなぐ航空ネットワークの強化や、入国規制・手続きの大幅緩和の国への働きかけなどにより、関西国際空港を拠点に海外からの観光客を呼び込むことを旨すること。

4. 関西観光ポータル化の推進

大阪の観光魅力の向上を図るとともに、関西各地の観光資源を活かした観光ルートの開発などを行い、関西全体が海外からの観光客の「玄関口」となることを目指すこと。また、外国人旅行者の急増に合わせ、観光案内表示をはじめとした多言語対応の充実など受け入れ環境整備に取り組むこと。

5. 大阪市域全体のWi-Fi化

電気通信事業者に対する公共施設の空間開放を積極的に行い、大阪観光局や民間事業者と連携を図り、市域におけるWi-Fi設置の拡大に取り組むこと。

6. TIDの導入

観光関係者が一定の資金を負担するなど新たな財源を確保し、自主的に取り組む

観光事業に生かしていく T I D の仕組みを導入し、大阪の観光振興に生かしていくこと。

7. 適法な民泊の推進

違法な営業をしている民泊を適法な営業へと誘導するための取り締まり強化等の対策を講じるとともに、衛生関連の基準及び消防法令等を遵守させ近隣住民や滞在者への安全安心を確保した上で、観光客の多様な宿泊ニーズに対応するため柔軟な運用ルールを整備し、住宅宿泊事業法の施行も踏まえ、民泊を推進していくこと。

8. 御堂筋・大阪城・ベイエリア等観光拠点の活用

御堂筋や大阪城公園・難波宮跡公園を含む大阪城周辺、ベイエリア、水の回廊等河川を観光集客の拠点として積極活用し、経済を活性化し雇用を創出すること。

⑤ 人材力強化・活躍の場づくり

成長を支える人材があふれる都市を目指すこと。

1. 国際競争を勝ち抜くハイエンド人材の育成

高等学校における国際的人材の育成、インターンシップ（企業実習）や共同研究といった大学や企業との連携などを進め、国際社会に通用する人材を育成することをめざすこと。

2. 留学奨学金制度の創設

大学・大学院と連携し、学生を対象とした海外留学奨学金制度を創設されたい。

3. 外国人高度専門人材等の受入拡大

在留資格等に関する規制緩和の国への働きかけや、外国人高度専門人材の意欲を高める環境整備など、「学ぶなら大阪」「働くなら大阪」と思われる都市を目指すこと。

4. 成長を支える基盤となる人材の育成力強化

小・中・高等学校における英語教育の充実や基礎学力の育成、学校選択の幅を広げるための私立高校生への支援の拡充など、成長を支える基盤となる人材の育成力を強化されたい。

5. 大学誘致

次代の大阪の活力を担う若者を呼び込み、国際競争を勝ち抜く高度人材の育成や地域の活性化につなげるため、海外の大学も含めた大学誘致を積極的に進められたい。

6. 地域の強みを活かす労働市場

ハローワーク（公共職業安定所）の国から地方への移管などにより、住居・生活・福祉などの支援を一体的に提供し、地域の実状や強みを活かした労働市場の創設を目指すこと。

7. 成長を支えるセーフティネットの整備・活躍の場づくり

若年者、子育て世代、女性、高齢者、障がい者など意欲のある人が能力を發揮できる環境を整備されたい。とりわけ、大阪市を活性化することを目的とした、女性の活躍促進施策を全庁横断的に推進すること。また、就業支援を通じて自立を促し、安心して暮らせるセーフティネットをつくること。

⑥ 強みを活かす産業・技術の強化

世界をリードする産業・技術が生まれる都市を目指すこと。

1. 先端技術産業のさらなる強化

環境・新エネルギーやバイオ（医薬品・医療機器）など、大阪が強みを持つ先端技術産業の優位性を活かし、国際的な競争拠点を形成することを目指すこと。

2. 世界市場に挑戦する大阪産業・大阪企業への支援

海外市場への展開に前向きな中小企業への支援や、日本が世界に誇る上下水道などの技術・システムの輸出などにより、アジアをはじめ世界市場を積極的に開拓することを目指すこと。

3. 生活支援型サービス産業・都市型サービス産業の強化

医療・介護・福祉などの少子高齢化社会を支える生活支援型サービス産業や、大阪の幅広い産業を支える対事業所向けビジネス支援サービスを強化されたい。

4. 対内投資促進による国際競争力の強化

税の優遇や規制緩和などを進める特区制度の活用等により、成長分野を中心に、世界水準のビジネス環境を整備することを目指すこと。

5. ハイエンドなものづくりの推進

中小企業などによる新たな研究開発プロジェクトの創出や、ものづくりを支援する体制の充実などにより、大阪から付加価値の高い技術や製品を数多く生み出すことを目指すこと。

6. 成長分野に挑戦する企業への支援・経済活動の新陳代謝の促進

挑戦を促す支援の強化や、成長分野への参入の促進など、努力する企業ほど優遇される仕組みへ転換を図り、果敢に挑戦する中小企業を応援する制度を構築されたい。

⑦ アジア活力の取り込み強化・物流人流インフラの活用

アジア活力の集積・交流・分配の中心拠点を目指すこと。

1. 関西国際空港の国際ハブ化

関西国際空港の経営の効率化を進め、日本・アジアの貨物を呼び込み、アジアと日本各地をつなぐ「中継拠点」としてLCC（格安航空会社）の強化も含めたさらなる充実を図ること。

2. 阪神港の国際ハブ化

港湾管理の一元化を進めるとともに、国際コンテナ戦略港湾として阪神港の国際競争力を強化されたい。

3. 物流を支える高速道路機能の強化

物流円滑化や住民の環境改善の観点から、大型運搬車両が既成市街地を通過することなく目的地までアクセスできるよう、都市のあるべき姿を見据えた広域的な道路ネットワークの形成に向けて府市一体となって、確実な整備を進められたい。

4. 人流を支える鉄道アクセス・ネットワーク強化

関空から、より早く便利に移動できるなにお筋線の事業化をめざすこと、また、大阪と各地を結ぶリニア中央新幹線の早期全線開業及び北陸新幹線の早期全線整備に向けて、事業手法等の構築を検討されたい。

5. 官民連携による戦略インフラの強化

インフラの運営権の民間付与（コンセッション方式）など、民間の知恵や資金を活用した新たな整備手法を導入し、空港・港湾・鉄道・道路などの機能を強化することを目指すこと。

⑧ 都市の再生

魅力あふれる都市を目指すこと。

1. 企業・人材・情報が集い、技術革新が生まれる都市づくり

現在の大阪市の都市構造は高度成長時代型であり、御堂筋界限を現在のようなオフィス街専用とするのではなく、人で賑わうまち、生活感のあるまち、世界でもっとも質の高いミクストユースのまちづくりを目指すこと。また都市構造そのものが観光資源となるように、世界に類を見ない圧倒的魅力を有する都市構造に作り直し、外国人観光客を増やすことを目指すこと。総合特区の活用等により、「夢洲・咲洲」「大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺」などの都市機能を強化し、高機能な都市を目指すこと。継続的にイノベーションが生まれる環境（イノベーション・エコシステム）の構築に向け、うめきた先行開発区域の知的創造拠点ナレッジキャピタルにおいて、世界から人材・資金・情報を引き込むグローバルイノベーション創出支援事業を推進すること。

2. 地域の既存資産を活かした都市づくり

高齢化が進む都市の再生、地域の資源を活かした景観形成やまちづくりの促進など、既存の公的資産・民間資産を有効活用し、都市の活力を再生することを目指すこと。また、魅力ある都市環境の創出を目指し、美しく風格ある都市景観の形成や官民連携によるエリアマネジメントを推進するとともに国内外へ戦略的な都市プロモーションに取り組むこと。

3. 低炭素社会を先導する都市づくり

事業者のCO₂排出削減量を活用する仕組みの推進や、電気自動車などエコカーの普及を促進し、また、快適で環境にやさしい建築物の誘導を行う制度を推進し、地球にやさしい都市づくりを目指すこと。

4. うめきたのまちづくりの推進

うめきた2期区域における「みどり」と「イノベーション」の融合拠点の形成とそれを支える基盤整備（JR東海道線支線の地下化・新駅設置・土地区画整理、公園整備）を着実に推進すること。

知の集積により世界をリードするため、うめきた2期区域における中核機能として、大学など知的人材育成機能を導入すること。

また、隣接する大阪駅周辺においても、高架下歩行者通行空間のイメージアップ・美化など、都市環境の向上に向けた取り組みを進めること。

5. 森之宮ごみ焼却場跡地を中心とした新たなまちづくりなど

UR都市機構などとの事業協働によって、新たなまちづくりビジョンを策定し、森之宮地域（城東区・東成区・中央区）の大阪城東部地区及び府立成人病センター跡地周辺の広大な敷地を府市連携のもと有効活用を行い、商業施設・住居・学術研究拠点施設などの誘致・整備に官民連携で取り組むこと。

また、将来の水需要や事業性を踏まえ、水道施設のダウンサイジングと将来のまちづくりの観点から、柴島浄水場上系用地の廃止を行い、当用地の有効な利活用を図ること。

6. 未利用施設処理及び地域再生

大阪市が巨額の税金を投じながら経営破綻した施設（ラスパ大阪・なにわの海の時空館等）に関し、閉鎖後も諸経費を要しながら放置されている状態を止めるよう対策を講じること。

加えて、地域の実情・ニーズに応じて、区長マネジメントのもと地域の活性化を図ること。

7. 都市計画道路の早期着手

「都市計画道路の整備プログラム（平成28年9月）」を着実に進捗させるために必要な予算を確保するとともに、都市計画道路の整備に早期着手することで、交通の利便性や都市の防災性を高め、都市機能の向上を目指すこと。

8. 御堂筋の道路空間再編の取組み

世界を魅了するポテンシャルを持つ大阪のメインストリートである御堂筋を、人中心のストリートに変えていくべく、道路空間再編の取組みを実施すること。

また、なんば駅前の道路空間については、人中心の広場となるよう、民間主体の取組みを支援していくこと。

9. 動物園を核とした魅力あるエリアの創出

天王寺動物園は、スピード感をもって基本計画（「天王寺動物園101計画」）を推進し、サービス改善と施設リニューアルを進め、大都市大阪にふさわしい魅力あふれる都市型動物園として、天王寺・阿倍野エリアの魅力と集客力の向上を図ること。これには、個人・企業から寄附や支援も募り、市民に支えられる動物園運営を目指すこと。

10. 中之島のまちづくりの推進

中之島4丁目地区のまちづくりは、社会学・産学連携拠点や、再生医療の国際拠点の実現に向けて、国、民間企業の参画や協力、支援を確保しながら、推進していくこと。

11. 民間活力の導入による大規模公園の活性化

大規模公園の活性化に向け、積極的に民間活力を導入すること。

(4) 産業支援体制の充実

① 府市企業支援団体の統合

大阪市の大阪市都市型産業振興センターと大阪府の大阪産業振興機構の統合により、情報の共有化を図り、中小企業の経営課題の克服や営業活動の支援を強化されたい。具体的には国内外の販路開拓や経営相談等の支援策に取り組むこと。

② スーパー公設試

大阪産業技術研究所において民間と協同で連携を深め、技術革新を進める企業を支援されたい。

③ 保証協会連携の融資促進

大阪信用保証協会等と連携し、市内中小企業への資金調達の円滑化の推進に取り組むこと。

④ 大学統合による産学官の連携強化

産、学、官の連携強化策として、大阪市立大学と大阪府立大学を統合し、中小企業の技術革新やサービスの開発並びに新事業展開を促進すること。

⑤ 商店街振興

商店街を含めた地域商業の活性化に向けた支援策に取り組むこと。

(5) 都市インフラの充実

① 交通・道路

ミッシングリンク解消等により、阪神都市圏の道路ネットワークの強化を目指すとともに、踏切除却により、踏切渋滞、事故の解消など都市交通の円滑化及び市街地の一体化を促進すること。また、市内に残る踏切の安全性の確保、立体交差化なども進めること。

1. 淀川左岸線 2 期及び延伸部の整備

大阪都市再生環状道路の早期完成に向けて、淀川左岸線 2 期及び延伸部の整備をスケジュールどおり推進し、第 2 京阪国道と阪神高速湾岸線を結ぶことにより、圏域内のネットワーク・物流を円滑にすることを実現されたい。これにより、都心部をはじめ幹線道路の渋滞緩和も実現すること。

2. 有料道路料金の一体的運営

阪神都市圏の有料道路料金施策などにより、管理主体を越えたシームレスな料金体系の導入に向けて取り組むこと。

3. 阪神高速道路の更新・修繕

阪神高速道路の老朽化対策として、供用中路線の更新・修繕を促進すること。

4. 踏切除却の推進

阪急電鉄京都線・千里線（淡路駅周辺）の連続立体交差事業を着実に推進すること。

② 鉄道

関西圏を支える広域鉄道ネットワーク、府域全体の利便性を高める地下鉄ネットワークの充実を検討されたい。

1. 関空アクセスの強化

関西国際空港の利便性を高めるため、北摂、京都、神戸方面からのアクセスを抜本的に改善するべく、大阪都心部から関空までのアクセス時間を大幅に短縮することを目指すこと。

2. 私鉄の乗継・強化

地下鉄と私鉄との相互乗入や乗継強化を検討し、利便性を高め、府民全体が利用しやすい環境を整備することを目指すこと。

③ 港湾管理一元化

大阪湾諸港の強みを生かし、広域的に港湾機能を集約化することにより世界の諸港湾と競争できる体制を目指すとともに、大阪湾諸港の管理一元化に向けた戦略を策定されたい。

④ 空港

1. LCC強化

LCC（格安航空会社）の拠点として、関西国際空港のさらなる充実を図ることにより、関空のハブ化を促進されたい。

2. なにわ筋線の整備

関空アクセス改善のため、なにわ筋線の事業化をめざすこと。

⑤ 発送電分離

原発依存度を下げることを目指し、発送電分離の推進で新規参入を促し、競争によって電力の供給体制を確立するとともに、市民生活の安定と産業の保護・さらには新産業の誘致・育成のための基盤づくりを目指して取り組みを推進されたい。

⑥ 地産地消エネルギー政策

民間資本を活用したエネルギー政策、地産地消のエネルギー政策を目指し、省エネルギーの促進を図ること。新エネルギーについても太陽光発電・木質バイオマス発電などの導入を検討されたい。

(6) 自治体外交

① 国際機関等の誘致

国際機関、領事館、国際会議を誘致されたい。

② パートナー都市との連携強化

姉妹・友好都市やビジネスパートナー都市、大阪政府上海事務所などの海外ネットワークを積極的に活用することで、相互の尊敬と信頼に基づいた国際交流を戦略的に進める事。

③ 多様な楽しみ方ができる観光都市

国内外から観光客の誘致・観光消費額の増加を目指し、ショッピング・飲食・宿泊機能だけでなく多様な主体が参画できる仕組みを構築するなど民間ポテンシャルが最大限発揮できる施策を講じること。

④ アジア諸都市との域内連携

アジア諸都市との関係を密にし、経済的な域内連携を推進されたい。

⑤ 玄関口・主要街路への国旗掲揚

大阪の玄関口及び主要街路への、国旗の掲揚を検討すること。

(7) 文化・スポーツ振興

① 文化都市の確立

文化振興への投資が、新たな価値を創造し社会を支える。文化振興を施設等の箱

モノ建設や整備だけと捉えるのではなく、大阪全体で芸術家等が活動・発表できる場を多面的に提供することを目指すこと。伝統文化のアピールや新たな文化ベンチャー育成を重視し、文化についての市民の創造的な挑戦を積極的に受け入れ、アジアや全国から芸術家が集まる都市を目指すこと。

② 大阪文化の強化

大阪の伝統芸能、上方芸能、クラシック音楽の振興を図り、文化・教育的価値だけでなく、観光資源、経営資源として国内外に発信されたい。また、市内歴史的建造物を活用した文化活動を支援すること。

③ 文化サポート

行政が文化を意図的に作りだす、あるいは特定の文化を高価値として集中支援するという発想ではなく、特定の文化に絞ることなく、新たな文化的価値の発想を大切にすること。市民の自律と創意が最大限に発揮され、自主的な文化活動が活発に行われるようサポートすること。また、市民ニーズや芸術家の専門性を伸ばす環境を整える文化行政にふさわしいP D C Aサイクルを構築されたい。

④ 新美術館

新しい美術館について、民間資金や活力を利用した建設、運用を目指し、単なる展示場ではなく、美術を志す人たちが集まる施設とすること。

⑤ スポーツ振興

2019～2021年にかけては、ラグビーワールドカップ2019、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会、ワールドマスターズゲームズ2021関西が開催される。これを機会に、平成29年3月に策定した「大阪市スポーツ振興計画」に基づく施策を推進され、市民のスポーツの振興、スポーツによる都市魅力の向上、地域・経済の活性化を図ること。

特に、大規模スポーツイベントの開催や、舞洲スポーツ振興事業をはじめとするプロスポーツチームとの連携事業を推進し、子どもや市民にスポーツへの機運を高めるような施策に取り組むこと。例えば各種大阪市の観光資源を利用したスポーツ振興として、大阪城公園を利用したトライアスロン大会のワールドカップ化等。

以 上